

官報

号外

平成十三年四月四日

○第百五十一回 参議院会議録第十六号

平成十三年四月四日(水曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第十六号

平成十三年四月四日

午前十時開議

第一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律案(共生社会に関する調査会長提出)

第二 独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)
以下 議事日程のとおり

○議長(井上裕君) これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、

自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。
(異議なしと呼ぶ者あり)

平成十三年四月四日 参議院会議録第十六号

○議長(井上裕君) 御異議ないと認めます。川口環境大臣。

(国務大臣川口順子君登壇、拍手)

○国務大臣(川口順子君) 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

大都市地域を中心とする窒素酸化物による大気汚染については、工場等の固定発生源や自動車排出ガスに対する規制に加え、本法に基づいて特別の排出基準の設定等の施策を実施してきたところでありましたが、自動車の交通量の増大等により、対策の目標とした二酸化窒素に係る大気環境基準をおおむね達成することは困難な状況にあります。一方、浮遊粒子状物質による大気汚染も厳しい状況にあり、とりわけ近年、ディーゼル車から排出される粒子状物質については、発がん性のおそれを含む国民の健康への悪影響について社会的関心が高まっております。このため、窒素酸化物に対する従来の施策をさらに強化するとともに、自動車交通に起因する粒子状物質の削減を図るために新たに施策を講ずることが喫緊の課題となっております。

このような状況を踏まえ、新たに、自動車から排出される粒子状物質による大気汚染の防止に関して、窒素酸化物と同様に国、地方公共団体を通じて総合的な対策の枠組みを構築し、一定の自動車について、粒子状物質の排出量に係る規制を行う

うとともに、従来の事業者に対する指導等の制度を拡充強化することにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準の確保を図る必要があるため、本法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、本法に基づいて対策を行う物質として粒子状物質を追加することであり、

特定の地域において自動車から排出される粒子状物質の総量の削減を図るため、国は、自動車から排出される粒子状物質の総量の削減に関する基本方針を策定することとし、特定の地域の都道府県知事は、これに基づき、総量削減計画を策定することとしており、さらに、国は、一定の自動車について粒子状物質の排出量に係る規制を行うこととしております。

第二に、自動車を使用する事業者に対する措置の強化であります。

事業活動に伴い自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の排出の抑制を図るため、一定の要件に該当する事業者について、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の排出の抑制のための措置の実施を義務づけるための措置を講ずることとしております。

従来の対策に加え、これらの対策を総合的に講ずることにより、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の総量を削減し、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準の確保を図ることとしており、法律の名称も自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法と改めることとしております。

以上が自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(井上裕君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。福山哲郎君。

(福山哲郎君登壇、拍手)

○福山哲郎君 おはようございます。

私は、ただいま議題となりました自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案につき、民主党・新緑風会を代表して質問いたします。以下、本法案を自動車NOx法と呼びさせていただきます。

さて、本法案の質問に入る前に、焦眉の課題について質問させていただきます。それは地球温暖化問題です。

二十一世紀が始まって三カ月余り、マスコミには環境の世紀という言葉が躍っています。しかしながら、現実にはそんなに甘くはありません。

三月二十八日、ブッシュ・アメリカ大統領は京都議定書の不支持を表明しました。全世界の四分の一の二酸化炭素排出国であるアメリカのこの表明は大変残念なことであり、リオの地球サミット以来のこの十年間の各国の努力が水泡に帰そうとされています。世界じゅうから落胆の声が上がっております。

国連政府間パネル、IPCCが第三次報告書で述べているように、地球温暖化問題は、単に百年で気温が一・四度から五・八度上昇するにとどまりません。例えば、水河、サンゴ礁、マングローブ、湿地などの脆弱な自然の甚大な損害、干ばつ、洪水、熱波、雪崩、台風等の異常気象の激化、生物多様性の損失、二〇二五年、わずか二十五年後には五十億人にと予想される水不足人口の急増、マリア等島の伝染病発生地域の拡大、海面水位上昇による小島嶼国の壊滅的打撃などなど、極めて深刻な影響が我々の世代、そして将来の世代に降りかかることとなります。

もう他人事ではありません。この東京でも年間平均気温は過去百年間に二・九度も上昇していま

議事日程追加の件
法律案(趣旨説明)

自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する

す。また、高知県のアユの年間漁獲高は、温暖化による水温上昇で九五年最盛期の半分以下に落ち込んでいます。私たち政治家はこの現実から目をそらしてはいけません。

日本政府は、COP3議長国として京都議定書を取りまとめた経緯からも、世界第四位の二酸化炭素排出国としての責務からも、アメリカが批准するか否かにかかわらず、二〇〇二年までに京都議定書を早期に批准し、国際世論を積極的にリードすることが必要不可欠であると思いますが、いかがお考えですか。交渉に当たられてきた環境大臣として経済産業大臣にお伺いいたします。

他方、先日三月十五日に行われた温室効果ガス削減技術シナリオ策定調査検討会においての報告書では、地球温暖化対策推進大綱に沿った計画では二〇一〇年の温室効果ガス削減が極めて難しいと報告されています。六%削減目標を達成するためには、すべての対策の前提となっている大綱の見直しは避けることができません。大綱の見直しについてどうお考えなのか、やはり二大臣の答弁を求めます。

続きまして、自動車NO_x法案について質問いたします。

昨年一月の尼崎公害訴訟判決に続き、同十二月、名古屋南部公害訴訟判決においても、名古屋地裁は道路を管理する国に対して、一定以上の浮遊粒子状物質、いわゆるSPMの排出差しとめを命じました。判決によれば、被告国は被害を防止する対策をとらず、対策の前提となる大気汚染の状態についての継続的な調査自体も怠ったと厳しく国の責任を指摘しています。この一連の判決についての見解を求めます。

そもそも、この問題は二十二年前に端を発します。一九七八年、二酸化窒素の環境基準が大幅に緩和されました。当時、環境庁は、一九八五年までに環境基準を達成すると公約していたにもかかわらず、結局果たせませんでした。その後、九二年に達成するという公約もほごにし、ようやく

九二年、首都圏や近畿六特定地域で自動車からのNO_xを削減する自動車NO_x法を制定しました。しかしながら、またもやここでも三たび、二〇〇〇年環境基準達成という公約は果たされませんでした。

さらに、自動車排気ガスに由来するSPM対策はすっかり置き去りになってしまい、この間、多くの国民が気管支ぜんそく、花粉症、心疾患等々、健康被害に苦しむことになりました。まさに国の責任は重大であると言わざるを得ません。今回の改正案で、ようやく対策を行う対象物質にSPMを加え、名古屋周辺も対象地域に加えるなど対象地域を拡大し、SPMの車種規制や事業者による自動車使用管理計画の作成と提出を義務づけるなど、従来に比べ一定の評価はできますが、まだまだ不十分な面も見られ、以下の点について質問いたします。

第一に、先ほど申し上げた環境基準未達成の数々です。

一九九二年に制定された自動車NO_x法の総量削減基本方針において、二〇〇〇年までに特定地域では二酸化窒素の環境基準をおおむね達成するとされていましたが、実際には、九八年では目標の三五・七%、九九年度は五九・一%にすぎず、達成にはほど遠い状況でありました。実効性が上がらなかつた責任をどのようにお考えですか。特に、環境基準未達成地域の方々、沿道地域でぜんそくを発症しておられる患者の皆さんにどのように説明されるのかをお伺いいたします。

第二に、大都市部における道路建設は、道路ができる自動車利用がふえることから、新たな自動車流入を招き、かえって大気汚染が増加するとの指摘があります。政府としては、道路建設が自動車公害対策となると考えているのでしょうか。もし自動車公害対策となると考えているならば、その根拠は何なのでしょう。特に大都市部について考え方を伺います。

また、二〇〇〇年三月に報告された自動車

NO_x総量削減方策検討会報告書によれば、自動車交通量の抑制やNO_x総量等の抑制、経済的措置の導入等々の必要性が指摘されていたにもかかわらず、この改正案では結局抜け落ちてしまっています。それはなぜなのでしょう。中でも、大都市部での自動車公害の抑制策は、自動車交通量そのものの抑制、削減以外、対策方法はありませんかと考えますが、いかがでしょうか。

第三に、車両総重量三・五トン以上の大型ディーゼル車の排ガス規制を比べてみます。

SPM規制は、現状では日米欧を比べた場合、日本が最も甘くなっています。大型ディーゼル車の排出するSPMについては、大気中に長時間滞留し、高濃度で肺や気管などにも沈着して呼吸器に影響を及ぼすものです。発がん性があり、花粉症の原因であるとも言われており、今や国民的な病気である花粉症対策としてSPM対策は真剣に取り組まなければなりません。

ところが、SPMの問題がこれほど言われているにもかかわらず、大型ディーゼル車の規制が甘いということをお考えでしょうか。現在以上に規制を強化すべきであると考えますが、いかがでしょうか。お答えください。

第四に、そのSPMについてお伺いします。

環境庁告示の「大気汚染に係る環境基準について」において、SPMの定義と環境基準が定められています。それによれば、定義は、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が十ミクロン以下のものをいうとされています。ところが、ディーゼル車から排出される粒子の大きさは一ミクロン以下であります。十ミクロン程度の大きさの粒子には土壌粒子や海塩粒子、霧や花粉も含まれることから、環境基準を定める定義としては適当ではありません。この際、SPMの定義を見直し、環境基準を設定し直すつもりはないのでしょうか。

第五に、対象地域の設定について、首都圏、東京・神奈川・千葉・埼玉・近畿、大阪・兵庫と、

今回、愛知を追加すると言われていますが、大気汚染が深刻な地域を十分に網羅しているとは言えません。少なくとも、NO_xの問題でいえば福岡・北九州周辺、SPMの問題でいえば仙台周辺も加えるべきであると考えますが、いかがでしょうか。

第六に、事業者の判断基準の策定は業所管大臣が行うこととされていますが、当初案では環境大臣が策定することになっておりました。なぜこれが変更されたのでしょうか。環境大臣、経済産業大臣、明確にお答えください。

また、判断基準と都道府県の行う指導、助言との関係はどうなるのでしょうか。都道府県は判断基準を超える指導、助言を行うことができるのでしょうか。

最も自動車を多く使う自動車運送事業者については、都道府県ではなく国土交通大臣が指導、助言を行うこととされておりますが、これでは一体的、効果的な運用が期待できません。都道府県が地域で二元的に指導、助言を行うべきであると考えますが、いかがでしょうか。

最後に、先日、ある教育関係者から聞いたお話を紹介いたします。

小学校六年生千人を対象に、もし何にでもなれるとしたら何になりたいかという問いをされたそうです。第一位は医者さん。第二位は何だと思われませんか。第二位は何と科学者でした。一体なぜなのか。子供たちは口々に、科学者になって地球環境問題を解決したいと言われたそうです。実は子供たちの意識の方が永田町よりはるかに進んでいるのかもしれない。このことを大人が、子供は現実を知らないからと決して切り捨ててはいけないと思います。

もう一度言います。私たち政治家は、先憂後楽の思いで国内外問わず環境問題にもっと積極的にならうではありませんか。民主党は、未来への責任を掲げ、環境問題に現政権以上に取り組むことをお約束して、私の質問を終わります。(拍手)

(國務大臣川口順子君登壇、拍手)

○國務大臣(川口順子君) 福山議員から、まず、アメリカのブッシュ大統領が京都議定書を支持しない旨表明をしたことについての御尋ねがございました。私もこのことについては大変に残念に思っております。

京都議定書の締結に関する御尋ねにつきまして、米、米国は世界最大の温室効果ガスの排出国であります。米国が参加しませんが、実効ある京都議定書の実施を確保することが難しい、また地球温暖化の防止を図ることは困難になります。さらに途上国の将来の参加も困難になると考えられることから、米国の京都議定書締結は極めて重要でございいます。

ブッシュ大統領が京都議定書に反対の立場を表明したものの、現在、ブッシュ政権は気候変動問題への対応につきまして引き続き検討を行っている段階と承知をいたしております。国際交渉への態度も決まっていなと聞いています。

政府といたしましては、京都議定書の二〇〇二年までの発効を目指して全力で取り組んでいく方針に変わりはございません。米国が京都議定書の重要性を理解して、本年七月に開かれるCOP6再開会合、その成功に向けて前向きに対応するように、EU及び他のアンブレラグループの国々と連携をしつつ、あらゆる機会をとらえて、かつできるだけハイレベルで働きかけていくことが重要と考えております。

このため、三月二十九日には森総理からブッシュ大統領に対して、京都議定書の発効に向けてCOP6再開会合に参加をして積極的に合意を模索することを求める書簡を提出していただきました。

私からは、三月十五日にホイットマン環境保護庁長官に向けて書簡を出しました。また、二十九日には環境大臣の談話を発表いたしました。米国が前向きに対応するように求めたわけでございいます。また、本日から熊谷環境大臣政務官を政府・

与党代表団の一員として米国に派遣をいたしました。さらに、私といたしましても、国会のお許しを得られれば、四月十九日からニューヨークにおいて開催予定の温暖化に関する非公式閣僚会合の際に、私自身から米国に直接働きかけを行いたいと考えております。

一方で、我が国自身も、COP6再開会合での国際的な合意を踏まえ、京都議定書を二〇〇二年までに締結できるよう、関係省庁と連携をいたしまして、締結に必要な国内制度の構築に全力で取り組んでまいります。

地球温暖化対策推進大綱の見直しについて御尋ねがございました。

環境省の検討会の結果によりまして、京都議定書の目標を達成するためには、現状の対策にとどまらず、一層の対策の拡充強化が必要です。このため、環境省では、中央環境審議会におきまして、大綱に基づく施策の進捗状況を評価しつつ、追加的対策による削減可能性及び具体的な国内制度のあり方について審議をいたしております。

これらの審議結果を踏まえまして、京都議定書を二〇〇二年までに締結できるよう、COP6再開会合での国際的な合意を踏まえ、京都議定書の目標達成に必要な実効性のある国内制度の構築に全力で取り組んでまいります。

次に、道路公害裁判の判決についてのお尋ねでございますが、健康被害と大気汚染の因果関係の認定などについて問題があると考えておりまして、名古屋南部公害訴訟につきましては、関係省庁と協議をした結果、現在控訴中でありまして、しかしながら、このような訴訟への対応にかんがわず、道路交通環境対策には全力を挙げて取り組むたいと考えております。

現行自動車NOx法の実効性が上がらなかった責任についてのお尋ねでございますが、法律に基づく車種規制等各種の対策は一定の効果はあったものの、その効果が自動車走行量の伸び等によりまして減殺をされ、結果として目標の達成が極めて

困難な状況になったものと理解をいたしております。

環境省といたしましては、こうした現状を踏まえ、環境保全に責任を有する官庁といたしまして、環境基準の達成に向けて新たな一歩を踏み出すことが何よりも重要と考えております。今後は、改正自動車NOx法に基づき、各種施策を強力に推進してまいりたいと思っております。

道路建設の環境政策上の意義についてのお尋ねですが、今日までの自動車交通量の増加、都市への交通量の集中等により、自動車交通に起因する大気汚染等が大都市を中心に問題になっていることを考えますと、交通流の分散、円滑化のための環状道路等の整備は大気汚染の改善に資する面があると考えています。

こうした施策に加えて、物流や人流の効率化、公共交通機関の利用促進などを通じて、環境への負荷の少ない交通を実現していくことが課題と考えます。

交通量の抑制やNOx総量等の抑制、経済的措置の導入等についてのお尋ねでございますが、メーカーにおけるNOx総量等の抑制につきましては、その実施の前提となる規制値を大幅に下回る低排出ガス車等が重量車では開発途上にあって、直ちにこれを実施するのは現実的でないと考えております。

自動車交通量の抑制につきましては、交通需要を適切に調整するための施策を本法に基づく総量削減計画に盛り込むことができないか検討したいと考えています。また、経済的措置の導入につきましても、今年度より、環境負荷に応じた税負担の考え方により立ちまして、自動車税のグリーン化が実現したところでありまして、その他の経済的措置につきましても、引き続き検討を進める考えております。

また、大都市部では自動車交通量そのものの抑制、削減以外、対策方法にはあり得ないのではないかと御尋ねがございましたが、大都市部におきましても、改正法に基づきまして、車種規制や事業者による排出抑制対策等を拡充強化するとともに、自動車排出ガスの単位対策、物流・人流・交通流対策等の各種施策を総合的に講ずることによりまして、窒素酸化物、粒子状物質の排出削減を図ることが可能と考えております。

大型ディーゼル車の排出ガス規制が欧米に比べて甘いのではないかと御尋ねでございますが、日本と欧米では試験方法に違いがございまして、日本と欧米では比較はできないと思っております。現時点では、日本では欧米よりNOxの規制値が厳しく、欧米では日本より粒子状物質の規制値が厳しくなっております。

今後の規制強化につきましては、平成十七年までに、粒子状物質を重視しつつ粒子状物質及びNOxの規制値を大幅に強化すべきことが昨年十一月に中央環境審議会から答申をされました。具体的な規制値につきましては、ただいま同審議会でも引き続き検討をいたしているところでございまして、けれども、今年度末を目途に定められるというふうに考えておりまして、環境省といたしましては、これを踏まえて規制の強化を行ってまいりたいと考えています。

SPMの定義の見直しについてのお尋ねでございますが、十マイクログラムメートル以下の粒子状物質については、人の健康を保護するために、引き続き環境基準の達成に努めていく必要があると考えています。

また、近年、SPMの中で粒径の小さいディーゼル排気粒子を含む二・五マイクログラムメートル以下の微小粒子状物質、いわゆるPM2.5の健康影響が懸念をされております。環境省では、このPM2.5について健康影響に関する調査研究を急いでおります。この研究成果や諸外国の知見、動向を踏まえまして環境基準の設定を検討してまいります。

対策地域について福岡等を加えるべきではないかとお尋ねでございますが、車種規制等の施策

の効果を得るためには対策地域をある程度広域的にとらえる必要があると思っております。そのため、局地的に大気汚染されている地方都市などにつきまして本法を適用しても実効性が低いと考えられることから、本法によりまず地域指定の対象にはふさわしくないと考えています。

いずれにいたしましても、対策地域の選定に当たりましては、この法律に基づいて関係都道府県の意見を聞くこと等により、適切に行ってまいりたいと思っております。

判断基準を事業所管大臣が定めることとした理由についてはお尋ねでございますが、事業者の判断基準は、環境大臣が案を作成して閣議決定をする基本方針に基づいて事業所管大臣が定めることといたしましたのは、環境省と関係省庁との協力のもとで施策を進めることが効果的であると考えるからです。

環境省といたしましては、このような仕組みの実施に当たって主導的な役割を果たし、関係省庁とも連携して効果的な取り組みが進むよう努力をしてまいりたいと考えております。

判断基準と都道府県の行う指導等との関係についてのお尋ねでございますが、都道府県知事は、判断基準を勘案して事業者に対する指導等を行うこととしております。

改正自動車NOx法は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質による大気汚染の防止に關しまして、国、地方公共団体を通じた総合的な対策を推進しようとするものでございまして、判断基準に盛り込まれていない大気汚染の防止に資する措置に關して都道府県知事が事業者に指導等を行うことを妨げるものではありません。

最後に、自動車運送事業者についての指導等についてのお尋ねでございますが、自動車運送事業者については、既存の法制度にかんがみまして、指導等を的確に行う観点から国土交通大臣が指導等を行うこととしておりますが、事業者から国土交通大臣に提出された計画、報告はすべて都道府

県の知事に送付され、また、都道府県知事は、必要に応じて国土交通大臣に対して自動車運送事業者に対する指導等を行うよう要請することができることになっております。都道府県知事が主体的な役割を果たしつつ制度を運用できる仕組みといたしております。

以上でございます。(拍手)

(國務大臣平沼超夫君登壇、拍手)

○國務大臣平沼超夫君 福山先生からの御質問は三点でございます。

今後の京都議定書に関する取り組みについてお尋ねでございますけれども、世界最大の二酸化炭素排出国である米国が京都議定書の枠組みから抜けるということは、国際的な気候変動問題への取り組みの実効性を大きく損ねるもの、そういうふうな思いまして、甚だ遺憾に存じております。このため、我が国といたしましては、粘り強く米国の議定書への参加を求めていくべきと考えております。

なお、米国ブッシュ大統領も気候変動問題を深刻なものとして受けとめられ、現在、政権内で本問題に対する対策のあり方等を見直し中と聞いております。また、その結果を持って七月のCOP6再開会合にも参加する、そういうことも私も承知しております。

このため、経済産業省といたしまして、今後、関係閣僚とも協力をしつつ、米国の考えを聴取するとともに、京都議定書が気候変動問題への取り組みと活力ある経済及び国民生活が両立し得る枠組みを提供するものとなるよう、一層対話を深めるべく、米国への働きかけを強く行ってまいりたいと考えております。

このような取り組みの一環といたしまして、私といたしまして、本日派遣される政府訪米団に西川経済産業大臣政務官を参加いたさせました。また本日、米国のリンゼー経済担当大統領補佐官と私のカウンターパートでありますエバンス商務長官、さらにはエプラーハム・エネルギー長官に

対して、私から書簡を發出する予定であります。今後とも、国際的な気候変動問題への取り組みを真に実効性のあるものとするべく、引き続き一層の努力を行い、国際世論を積極的にリードしてまいりたい、このように思っております。

次に、地球温暖化対策推進大綱に関するお尋ねでございますけれども、経済産業省といたしましては、平成十年に策定された大綱に基づき、省エネ、新エネルギーの導入促進、安全に万全を期した原子力立地の推進、代替フロン等対策の推進、技術開発の推進等、各分野にわたる取り組みを積極的に進めてきているところであります。

また、これらの取り組みについて、昨年から、京都議定書に規定する温室効果ガス排出削減目標を確実に達成するとの観点から、産業構造審議会及び総合資源エネルギー調査会において検討を行っているところでもあります。

現在の大綱で定められた削減目標の達成は、御指摘のように、決して容易ではありませんけれども、これらの検討を踏まえまして、地球温暖化問題への取り組みと活力ある経済及び国民生活の両立に向けて引き続き担当大臣として全力を挙げて努力をしてまいりたい、このように思っております。

また、事業者に対する判断基準の策定を当初案では環境大臣が行うこととしていたが、これを事業所管大臣が策定すること、この理由、そのお尋ねでございます。

これは、今、環境大臣からお答えになられましたけれども、環境大臣が案を作成して閣議決定する基本方針に基づいて事業所管大臣が定めることといたしましたのは、環境省と私も関係省庁との協力のもとでこの施策を進めることがより効果的である、このような考えのもとに我々も全面的に協力をさせていただいてその実効を上げてまいりたい、このように思っております。

以上でございます。(拍手)

○議長(井上裕君) 岩佐恵美君。

(岩佐恵美君登壇、拍手)

○岩佐恵美君 私は、日本共産党を代表して、自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案について、関係大臣に質問いたします。

法案に入る前に、アメリカのブッシュ政権が地球温暖化対策を決めた京都議定書を持しないことを表明したことについて、政府の対応をお尋ねいたします。

そもそも京都議定書には、アメリカの強い要求で排出権取引などの抜け穴が盛り込まれていました。今回のアメリカの態度は、それさえやらないというものであり、国際的な責任を放棄するものと言わざるを得ません。温室効果ガスの三六%を占めるアメリカの不参加は、京都議定書の発効を危うくするものです。

地球温暖化対策は、人類の生存と地球の未来にかかわる重大かつ緊急の課題です。京都会議の議長国である日本政府として、アメリカに対して発言の撤回を求め、京都議定書を守るよう強く要求すべきです。同時に、日本も早急に京都議定書を批准すべきではありませんか。官房長官と環境大臣の答弁を求めます。

次に、自動車NOx法について、環境大臣に伺います。

人はだれでもきれいな空気の中で暮らす権利を持っています。しかし、幹線道路のそばで暮らす皆さんは、環境基準を超える大気汚染物質に常にさらされ、強い気管支ぜんそくの発作や肺がんなどで長年にわたって命と健康を脅かされてきました。

政府は、一九八八年、突然、公害は終わった、もう新たな患者は発生しないとして、公害患者の新たな認定をすべて打ち切ってしまうしました。ところが、その後も自動車排ガスによる大気汚染は悪化し続け、患者の数はふえ続けています。東京

では十八歳未満の患者が既に五万人を超え当時の二・七倍に、川崎市では二十歳未満の患者が二倍を超え、大阪府では十五歳未満の患者が実に七倍以上と急増しています。政府は、子供たちを中心に新たな苦しみ広がっているこの現状をどう認識していますか、お答えください。

道路公害に苦む方々は、やむにやまれず、自動車排ガスの差しとめを求める裁判を各地で起こし、命がけで取り組んできました。そして、九五年の大阪西淀川、九八年の川崎、昨年の尼崎、名古屋と、四回連続して自動車排ガスと健康被害との因果関係を認定し、国の加害責任を認める判決が相次ぎました。特に、尼崎、名古屋の両裁判では、初めて国や道路管理者に対して浮遊粒子状物質の差しとめを命じました。名古屋判決では、排ガス被害の予防対策をとらず、調査さえしやうとしない国の責任を厳しく断罪しました。

政府は、これらの判決をどう受けとめているのですか。これまで自動車排ガスによる健康被害をかたくなに否定し、被害者を救済してこなかった責任について、一体どう認識しているのですか。明確な答弁を求めます。

政府は、一九七八年、二酸化窒素の環境基準を大幅に緩和して、七年以内の達成を約束しました。しかし、結局、後退させた目標さえ実現できませんでした。さらに、八八年には新たなNO_x対策を決めました。やはり達成できませんでした。そして、九二年の自動車NO_x法で、二〇〇〇年度までに特定地域の環境基準のおおむね達成を掲げました。ところが、九八年度の環境基準達成率はわずか三分の一にとどまり、政府みずからが達成することは困難と言わざるを得ない深刻な状況となっています。実に三回とも目標未達成の空手形に終わり、いまだにめどさえ立っていないのです。

こうした事態を招いたのは、政府が、自動車排ガスが被害の発生源であることを認めず、公害発生企業、特に自動車メーカーの責任をあいまいに

してきたことにあることは明らかです。この反省の上に立って、率直に自動車排ガスによる健康被害を認め、環境基準の達成は待たないであるとの立場に立って被害者救済のためにあらゆる努力をすべきではありませんか。

ところが、今回の法改正でも環境基準の達成を十年後と先送りしています。これでは到底新たな被害の発生はくせません。そうすると、判決で指摘されている生命、身体にかかわる回復不可能な危害を今後十年も与え続けることになるではありませんか。政府は、早期の基準達成を目指し、そのための有効な対策を直ちにとるべきではありませんか。答弁を求めます。

九二年の自動車NO_x法制定に当たって、政府は、車種規制によって窒素酸化物を一五％程度減らせるとして、肝心の事業所ごとの総量規制や運行規制を盛り込みませんでした。結局、車種規制による削減効果はわずか五％程度にとどまり、全体として二〇〇〇年度の環境基準の達成は絶望的となっています。

にもかかわらず、今回の改正でも、メーカーが販売する自動車に対するNO_xの総量規制、事業者が使う自動車の排ガス総量規制、特定地域での走行規制による交通量の削減など、環境省の検討会が提起していた重要な対策を落としてしまいました。さらに、車種規制の新基準は、これまでのように最新の厳しい基準ではなく、より緩いものにしてようとしています。

肝心のメーカー規制や事業所への総量規制、車の流入規制などの効果ある措置を取り入れないで、本当に環境基準を達成できるのですか。明確な答弁を求めます。

深刻な住民の健康被害に直面している関係自治体は、既に政府の施策より厳しい対策を打ち出し、実施に移しています。

東京都は、昨年十二月、条例を全面改正し、大型ディーゼル車の運行規制や低公害車の使用義務などを具体化しました。大型ディーゼル車には、

使用中の車にも浮遊粒子状物質の最新の基準を設け、七年を経過した場合には除去装置をつけない限り都内の運行を認めないとしています。また、二百台以上の車を使用する事業者には、低公害車を五％以上導入することを義務づけています。これらは、道路公害による健康被害をなくすためにはどうしても必要な対策です。埼玉などの各県も同様の検討を進めています。

改正案では、事業者が排ガスを減らす計画を義務づけ、知事の勧告や立入検査、措置命令などの規定を新設しました。ところが、肝心の判断基準の作成は所管大臣にゆだねてしまいました。さらに、自動車運送事業者については、勧告、命令も国土交通大臣の権限としています。これでは、十分な効果が期待できないどころか、国が自治体の努力に水を差すことになりかねません。

政府は、地方自治体による積極的な道路公害対策の取り組みについてどう評価しているのですか。自治体独自の取り組みを尊重すべきではありませんか。計画の判断基準や自動車運送事業者に対する指導監督を知事に任せるべきではありませんか。明確な答弁を求めます。

最後に、気管支ぜんそく、花粉症、発がん、心臓疾患、生殖機能への影響が明らかとなっているディーゼル微粒子の対策について伺います。

大都市地域のディーゼル微粒子の推定濃度は、アメリカの数倍から十倍とされています。国民の健康と安全を守るために、ディーゼル微粒子対策は一刻も猶予ができません。調査研究を急ぎ、早急にPM_{2.5}の環境基準を設定すべきです。答弁を求めます。

二十一世紀の早い時期に道路公害を根絶するためのあらゆる努力をすることを求めて、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣川口順子君登壇、拍手)

○国務大臣(川口順子君) まず、米政府に対する働きかけについてのお尋ねでございますが、私も、ブッシュ大統領が京都議定書を不支持という

ことを言いましたことについては、非常に残念に思っております。

米国が参加をしなければ、実効ある京都議定書の実施を確保することが難しい、また、地球温暖化の防止を図ることは困難になります。さらに将来の途上国の参加も困難になると考えられますことから、米国の京都議定書の締結は極めて重要です。

このため、森総理からブッシュ大統領に書簡を出していただきました。私からは、ホイットマン環境保護庁長官に対して三月十五日に書簡を出すとともに、二十九日に環境大臣の談話を発表いたしました。米国が前向きに対応するように求めたわけでございます。また、本日から、熊谷環境大臣政務官を米国に派遣をいたしましたところで

我が国といたしましては、二〇〇二年までの京都議定書の発効を目指す方針に変わりはありません。そのため、米国が京都議定書の重要性を理解して、本年七月に開催されるCOP6再開会合において、その成功に向けて前向きに対応するよう、引き続きあらゆる機会をとらえて働きかけてまいります。

私といたしましても、国会のお許しがいただければ、四月十九日からニューヨークで開かれます温暖化に関する非公式関係会合に私自身出席をいたしましたして、米国に直接働きかけを行いたいと思っております。

また、我が国が京都議定書を早急に批准すべきであるとお尋ねでございますけれども、京都議定書を二〇〇二年までに締結できるよう、COP6再開会合での国際的合意も踏まえ、締結に必要な国内制度の構築に全力で取り組んでまいります。

次に、公害患者の現状に対する認識についてのお尋ねですが、ぜんそく等の疾患はさまざま要因によって発症するものであり、現に大気汚染の影響が少ないと考えられる地域においても増加傾向にあります。

また、大気汚染による健康影響の問題につきましては、なお調査研究等を要する課題でございますが、環境省において進めております環境保健サーベイランス調査の結果等から見る範囲では、現在の大気汚染がぜんそく等の疾病の主たる原因をなすものとは考えにくい状況にあると認識をいたしております。

道路公害裁判の判決についてのお尋ねですが、健康被害と大気汚染の因果関係の認定などについて問題があると考えております。これらの訴訟への対応いかんにかかわらず、道路交通環境対策には全力を挙げて取り組みたいと考えております。

また、被害者の救済についてのお尋ねですが、公害健康被害補償法に基づき、既に認定を受けている患者の方々に對して引き続き補償を行っているとともに、健康被害の予防事業を実施してまい

る所存です。

早期の環境基準達成を目指して対策を行うべきではないかとお尋ねですが、改正法案におきましては、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準の確保を目的として効果的な対策を推進することといたしております。

窒素酸化物及び粒子状物質に関する削減目標量等を定める総量削減計画の達成期間につきましては、各種施策の効果を実施して十年程度とする予定ですが、できる限り早期に目標を達成すべく最大限に努力していきたいと考えております。

事業所への総量規制等を行わずに環境基準を達成できるかとお尋ねですが、改正法に基づいて、車種規制や事業者による排出抑制対策等を拡充強化するとともに、自動車排出ガスの単体対策、物流・人流・交通流対策等の各種施策を総合的に講ずることにより、窒素酸化物、粒子状物質の排出を削減し、環境基準の確保を図ってまいりたいと考えております。

地方自治体の対策の評価等についてお尋ねでございますが、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気汚染の状況は地域によって異なるものであ

り、地域の公害防止に責任を有する地方公共団体が各地域の自然的、社会的条件に応じて積極的に道路公害対策を行うことは重要であり、尊重すべきものであると認識をいたしております。

改正自動車NO_x法は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質による大気汚染の防止に關して、国、地方公共団体を通じて総合的対策を推進しようとするものであり、事業者に対する措置については国が判断基準を示し、都道府県知事が事業者に対して指導等を行うことにより、それぞれの役割を適切に果たすことができると考えております。

なお、自動車運送事業者については、既存の法制度にかんがみ、指導等を的確に行う観点から国土交通大臣が指導等を行うこととしておりますが、必要に応じて都道府県知事が国土交通大臣に対して要請を行うことによりまして都道府県知事の責任を全うすることができると考えております。

最後に、ディーゼル排気粒子に関する調査研究と環境基準の設定についてのお尋ねでございますが、現在、専門家による検討会を設置いたしまして、定量的なリスク評価に取り組んでいるところであります。また、ディーゼル排気粒子を含む粒径二・五マイクロメートル以下の微小粒子状物質、いわゆるPM_{2.5}につきましても、健康影響に関する調査研究を急いでおりまして、この研究成果や諸外国の知見、動向を踏まえつつ、PM_{2.5}の環境基準の設定に關して検討をしてまいります。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣福田康夫君 岩佐議員にお答えいたします)

○国務大臣(福田康夫君) 岩佐議員にお答えいたします。

アメリカの京都議定書に関する発言についてのお尋ねでございますけれども、アメリカは三月二十八日、京都議定書を支持しないとの立場を表明いたしました。アメリカは地球温暖化政策をまだ見直し中であり、その結果は現時点では予断はで

きませんが、我が国としては、こうした米国の動きが気候変動交渉に与える影響を大変懸念いたしております。あわせて、世界最大の二酸化炭素排出国であるアメリカの京都議定書締結は温暖化対策の実効性を確保するために重要であり、アメリカが京都議定書の発効に向けた交渉に参加し、合意を模索することを強く希望します。

こうした我が国の考えを伝えるため、三月三十日、森総理よりブッシュ大統領に書簡を発出いたしました。さらに、政府が一体となって対応することが重要であるという認識に立ち、荒木外務副大臣、西川経済産業大臣政務官、熊谷環境大臣政務官等が与党三党の議員とともに本日訪米し、政府・与党代表団として米国内の各方面に働きかけを行う予定であります。

日本が京都議定書批准を行うためには、まず議定書の細目について関係国で合意が達成される必要がございます。我が国といたしましては、京都議定書の二〇〇二年までの発効に向けた国際的熱意が失われないよう、今後とも一層の外交努力を継続するとともに、我が国を含む関係国による京都議定書締結を可能なものとすべく、COP6再開会合に向けた国際交渉に積極的に臨む方針であります。(拍手)

○議長(井上裕君) 清水澄子君。

(清水澄子君登壇、拍手)

○清水澄子君 私は、社会民主党・護憲連合を代表し、政府提出の自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する質問を行います。

質問に先立ち、アメリカ政府が京都議定書から離脱するという正式表明をしたことに関連し、環境大臣にお伺いいたします。

まず、アメリカの離脱表明は、地球温暖化対策に真剣に取り組んでいる国際社会に対する背信以外の何物でもありません。責任の放棄であり、許

しがたい行為です。しかも、COP6の再開会合がことし七月に開かれるというやさきのことです。

アメリカは、これまでも事あるごとに地球温暖化防止対策に後ろ向きな発言を繰り返してまいりました。途上国が参加しなければ京都議定書には批准しないとか、無制限の排出量取引を認めるべきだ、あるいは大幅な森林吸収量の認定など、自国経済の影響を回避する主張を繰り返してまいりました。昨年十二月のハーグ会議において、各国政府やNGOがアメリカは京都議定書をつぶそうとしていると厳しく批判したのはまだ記憶に新しいところであります。

我が国は、京都議定書の際にもEUからの誘いを断って米国側に立ち、COP6でも米国を盟主とするアンブレラグループに入り、米国が加わらない議定書は無意味との立場をとってまいりました。しかし、この事態を迎えた今、これまでの我が国の米国寄りの立場と努力は水泡に帰したばかりか、米国は我が国の努力や配慮など眼中にもないことが明らかになりました。

日本政府は、アメリカが世界最大の二酸化炭素排出国である事実を強調した上で、地球環境を保全するという次の世代に対する責任を自覚させ、京都議定書に参加し、国際社会と共同歩調をとるよう、アメリカ政府に強く働きかけるべきであります。環境大臣、どのような働きかけを行われたのでございましょうか。

次に、COP6に対する我が国としての対応についてであります。

我が国は、京都会議の議長国であり、議定書の発効には重大な責任を有しております。たとえ米国抜きでも、欧州諸国と連携して京都議定書を二〇〇二年に発効させる決意が必要であります。したがって、アメリカが京都議定書から離脱しても、我が国としては京都議定書を早期発効させるという方針にいささかの変更もないということをして、この場で環境大臣の明快な答弁を求めたいと思います。

また、アメリカが離脱を振りかざし、京都議定書を発効させるためのさらなる譲歩を迫るようなことがあっても、日本政府としてはその要求は断固として拒否する覚悟がありではないか。環境大臣、この点についての決意を伺いたいと思います。

私がこのようなことを一々確認しなければならぬのは、我が国の地球温暖化対策に対する対応や国際会議における主張が、アメリカ同様一貫して後ろ向きだからであります。政府の地球温暖化に対する姿勢は、京都会議の時点から極めて消極的でありました。このときの姿勢がそのままその後のCOP6の会議に引き継がれているのであります。このことを猛省して、京都会議議長国として議定書の早期発効へ向けてリーダーシップを発揮すること、これが日本政府としての責任であります。

日本がまたも消極的な発言を繰り返し、COP6の再開会合でパイをぶつけられたのは今度は日本だったということにならないよう、強く注意を促しておきたいと思っております。

次に、法案について伺います。

まず、この法案の内容ですが、政府に自動車の排出ガス対策の緊急性について危機意識はあるのでしょうか。極めて疑問に感じざるを得ません。尼崎公害訴訟、名古屋南部公害訴訟の第一審判決では、国の損害賠償とともに、走行量の総量規制にまで踏み込む判断が下されました。しかも、国は何らの対策もとってこなかったし、とうとうしていないという批判のおまけつきであります。

政府は、この判決の重みを徹頭にかつ謙虚に受けとめるべきであります。都市部の住民をぜんそくなどの健康被害に追い込み、しかも発がん性や環境ホルモン作用などが疑われるような大気環境の中に居住させていて平然としている国がどこにあるでしょうか。

この自動車NOx法の改正案について言えば、新たにPM、粒子状物質を対象に加えただけとい

うものであり、従来の仕組みをそのまま踏襲しただけのものであります。

ところで、自動車NOx法には、環境対策上どのような効果があったのでしょうか。環境大臣、お答えいただきたいと思っております。

何の効果もなかったことは事実が証明をしております。当時の環境庁は、自動車NOx法制定のとき、NOxの排出量削減率は三〇%弱は見込めるとの試算をしておりましたが、一〇%どころか地域によっては一けた、それも五%程度しかなかったところもあり、政府目標の三分の一しか達成されておられません。このような法律が環境対策上どのような意味を持つと言えるのでありましかうか。

そこで、再度伺うこととなりますが、今度の法改正によって政府は窒素酸化物や粒子状物質をどの程度削減できると見込んでおられるのか、答弁を求めます。

私は、排出ガス規制を行うのであれば、車種規制だけでは限界があり、環境税の導入や総量規制にまで当然踏み込むべきだと考えておりますが、官房長官並びに環境大臣の見解をお聞かせいただきたいと思っております。

この法案が車種規制以外に踏み込めないのは、事業者への指導が事業所管庁主体であり、環境の視点が希薄になるからだと思います。

今回の改正でもこの仕組みは全く変わっておりません。事業者に対する判断基準を事業所管大臣が作成することは、実質的な基準が崩壊しなくなるということですね。この際、事業所管大臣にかかわる規定はすべて削除し、環境大臣に一元化すべきだと思っておりますが、官房長官の見解を伺います。

さらに、この法案の問題点は、指定地域が余りにも限定されていることでもあります。今回の改正では、名古屋南部地域が法律によらず政令で指定されるとのことですが、これは裁判で負けたからつけ加えたのではないのでしょうか。

NOxと粒子状物質、PM汚染の特徴は、大都

市部のみならず地方の中心都市に広がっているということでもあります。これは環境省の作成した資料でも明らかであります。

私は、札幌、仙台、静岡、京都、岡山、広島、福岡などは対策地域に指定すべきだと思いますが、なぜこれらの地域が入らないのか、その理由は何なのでしょう。環境大臣の明確な答弁をお願いいたします。

また、対策地域は、細かい線引きは別にして、大まかな部分は法律で定めるべきだと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

最後に、事業者の計画提出先、事業者に対する指導、助言、立入調査は都道府県知事の権限となっておりますが、これは政令指定都市にあっては市長の権限とした方がよいのではないのでしょうか。環境大臣の認識を伺います。

以上、政府提出の自動車NOx法の一部分改正案に対する私の本会議質問を終わります。(拍手)

(国務大臣川口順子君登壇、拍手)

○国務大臣(川口順子君) まず、米国のブッシュ大統領が京都議定書を支持しないということを表明いたしましたのは、私も大変に残念に思っております。

それで、米国政府に対する働きかけについてのお尋ねでございますけれども、三月二十九日に森総理からブッシュ大統領に対して、京都議定書の発効に向けてCOP6再開会合において積極的に合意を模索することを求める書簡を出しました。私からは、三月十五日にホイットマン環境保護庁長官に対して書簡を出しまして、また、二十九日に環境大臣談話を発表いたしました。それから、本日から熊谷環境大臣政務官を政府・与党代表団の一員として米国に派遣をいたしました。さらに、国会のお許しが得られれば、四月十九日からニューヨークにおいて開催予定の温暖化に関する非公式閣僚会合におきまして、私自身から米国に直接働きかけたいと考えております。

米国が京都議定書を締結しない場合についての

お尋ねでございますが、我が国としては二〇二二年までの京都議定書の発効を目指す方針に変わりはございません。そのためには、米国が京都議定書の重要性を理解いたしましてCOP6再開会合の成功に向けて前向きに対応いたしますように、ありとあらゆる場をとらえて他の国々と連携をして働きかけていきたいというふうに考えております。さらに実効ある国内制度の構築に全力を挙げて取り組むたいと思っております。

米国が議定書発効のための譲歩を迫ってきた場合の我が国の対応についてのお尋ねですが、我が国といたしましては、京都議定書の二〇二二年までの発効を目指す方針に変わりはなく、これを実効ある形で実施するため、米国に対して最大の排出国として責任ある前向きな対応をとるよう引き続き働きかけていくことといたしております。COP6再開会合においては、米国を含むできるだけ多くの国が締結可能となるような合意が得られるよう最大限の努力をしたいと思います。

なお、米国政府は、京都議定書を支持しない立場を表明いたしました。が、気候変動問題への対応について引き続き検討作業を行っている段階でございます。議定書から離脱するまで言及はしていないというふうに認識をいたしております。

自動車NOx法の効果についてのお尋ねでございますが、法律に基づく車種規制等の各種の対策は一定の効果があったものの、その効果が自動車走行量の伸び等により減殺されているものと考えております。その結果、対策地域全体のNOxの排出量について平成二年度から平成九年度までの間の削減実績を見ますと、削減目標量の約一二%にとどまっております。このため、自動車NOx法を改正し、対策強化を行うことが不可欠であると考えております。

今回の法改正でNOxやPMをどの程度削減できるのかのお尋ねでございますが、改正法案におきましては、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に

平成十三年四月四日 参議院会議録第十六号

自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律案

八

ついでに環境基準の確保を目的として対策を講ずることとしております。具体的な削減量につきましては、今後、総量削減計画の策定に当たり算定をすることとなりますが、いずれにいたしましても、この目的が達成されるよう、窒素酸化物及び粒子状物質についての確かな削減目標量を定め、その着実な達成を目指していきたいと考えております。

環境税や総量規制に踏み込むべきではないかとお尋ねでございます。

環境税については、環境負荷に応じた税負担の考え方に基づいた自動車税のグリーン化が講じられているところでございます。今後の環境政策の重要な手段の一つとして、地球温暖化防止の観点から引き続き検討していくべき課題であると認識をいたしております。

また、自動車走行の総量規制については、その実効を担保することが容易でないため、規制として行うことは困難でございますが、改正法案に盛り込んだ事業者に対する自動車使用管理計画の作成義務づけ等により、自動車使用の合理化を通じて走行量の抑制が図られるものと考えております。

札幌等がなぜ入らないか、また、大まかな地域は法律で定めるべきだとお尋ねですが、車種規制等の施策の効果を得るためには対策地域をある程度広域的にとらえる必要があります。そのため、局地的に大気環境が汚染されている地方都市などについては本法を適用しても実効性が低いと考えられることから、本法による地域指定の対象にはふさわしくないと考えています。

また、対策地域の指定を状況に応じて適切に指定するためには、本法案が定める考え方に基いて、政令により機動的、弾力的に対処することが妥当であると考えています。

いずれにしても、対策地域の選定に当たっては、この法律に基づき、関係都道府県の意見を聞くこと等により適切に行ってまいりたいと考えています。

最後に、知事の権限は政令指定都市にあつては

市長の権限とすべきではないかとお尋ねでございます。

自動車は広域的に移動するものでありますので、一定のまとまりを持った地域について対策を講ずることが適当であり、当該地域における窒素酸化物等の総量削減計画の策定主体となる知事が、当該計画の全体を見据えつつ、事業者に対する指導等の権限を行使することが適切であると考えております。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣福田康夫君登壇、拍手)

○国務大臣(福田康夫君) 清水議員にお答えいたします。

環境税や総量規制に踏み込むべきでないかというお尋ねでございますが、環境税については、既に政府においては自動車税のグリーン化を進めるなどの措置を講じているところであり、今後ともさらなる活用方策について引き続き検討していくべき課題であると認識しております。

また、自動車走行の総量規制については、さまざまな問題点があり、現時点で直ちに導入することとは困難であると考えております。

また、事業者に対する判断基準を環境大臣に一元化すべきとお尋ねでございますが、今回の改正法案においては、環境大臣が案を作成する総量削減基本方針において判断基準の策定に関する基本的事項を定め、事業所管大臣はこの基本的事項に基づいて判断基準を策定することとしたしております。

こうした政府一体として協力する仕組みとすることにより、環境保全に万全を期しつつ、個々の事業の特性をも加味した合理的な判断基準の作成が可能となるものと考えております。したがって、これは妥当な仕組みであるという認識をいたしております。(拍手)

○議長(井上裕君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(井上裕君) 日程第一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律案(共生社会に関する調査会長提出を議題といたします。まず、提出者の趣旨説明を求めます。共生社会に関する調査会長石井道子君。

(議案は本号末尾に掲載)

(石井道子君登壇、拍手)

○石井道子君 ただいま議題となりました配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律案につきまして、共生社会に関する調査会を代表して、その提案の趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

本法律案は、三年間にわたって本調査会が調査を進めてまいりました「男女等共生社会の構築に向けて」のテーマのうち「女性に対する暴力」について、各会派の調査会メンバーを主たる構成員とするプロジェクトチームで立法化に向けて協議を重ねた結果を踏まえ、四月二日、各会派の総意をもちまして起草、提出したものであります。

今日、我が国を取り巻く社会的環境は大きく変化しておりますが、とりわけ男女が互いにその存在を認め合い、共生していく男女共同参画社会の構築はまさに二十一世紀の最重要課題であります。

日本国憲法には個人の尊重と法のものの平等が規定されておりますが、社会においてはなお女性の人権が軽視されるという実態が存在しており、その一つが女性に対する暴力であります。

女性に対する暴力については、平成十二年十二月に策定された男女共同参画基本計画において、新たな法制度や方策などを含め幅広い検討が求められております。

また、昨年六月にニューヨークで行われた女性二〇〇〇年会議では、各国がとるべき行動として、夫やパートナーからの暴力であるドメスティック・バイオレンスに対処するための法的措

置が求められております。特に、女性に対する暴力のうち、ドメスティック・バイオレンスは、犯罪となる行為であるにもかかわらず、外部から発見しにくく、被害者である多くの女性が暴力を忍受せざるを得ない状況にあります。

本法律案は、このようなドメスティック・バイオレンスの状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るため、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者を保護するための施策を講じようとするものであります。

次に、本法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一は前文であります。

この法律案におきましては、特に前文を設け、本法制定の趣旨を明らかにしております。

第二は国及び地方公共団体の責務について定められております。

第三は配偶者暴力相談支援センターについてであります。

都道府県は、婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとしております。同センターでは、被害者に対し、相談、カウンセリング、一時保護等を行うものとしております。

第四は被害者の保護についてであります。

配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、配偶者暴力相談支援センターまたは警察官に通報するよう努めるものとし、医師その他の医療関係者については別途守秘義務が課されていることから、配偶者からの暴力による傷病者を発見した場合に、被害者本人の意思を尊重しつつ通報できるものとしております。

第五は保護命令についてであります。

被害者がさらなる配偶者からの暴力によりその生命または身体に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申し立てによ

り、当該配偶者に対し、六カ月間の被害者への接近禁止または二週間の住居からの退去の一方または両方を命ずるものとしております。

その申し立ては、一定の事項を記載した申し立て書を被害者または配偶者の住所等を管轄する地方裁判所に提出して行い、裁判所は、申し立てがあった場合には速やかに裁判をするものとしております。保護命令に違反した者は一年以下の懲役または百万円以下の罰金に処するものとしております。

これらのほか、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対する必要な援助、加害者に対する更生指導の方法等に関する調査研究の推進等に努めるとともに、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修等を行うものとしております。

なお、本法律につきましても、法施行後三年を目途にその施行状況等を勘案し、検討する旨の規定を設けております。

以上がこの法律案の趣旨及び主な内容であります。

何とぞ、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百一
賛成 二百一
反対 〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(井上裕君) 日程第二 独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。文教科科学委員
長市川一朗君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔市川一朗君登壇、拍手〕

○市川一朗君 ただいま議題となりました法律案につきましても、文教科科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、子供の健全な育成を一層推進するため、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターに基金を設け、青少年教育に関する団体が行う子供の体験活動の振興を図る活動などに対して助成金を交付する業務を行わせようとするものであります。

委員会におきましては、基金の意義、審査体制、将来計画等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

ます。

〔投票開始〕

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百九十六
賛成 百八十七
反対 九

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(井上裕君) 日程第三 農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。農林水産委員長太田豊秋君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔太田豊秋君登壇、拍手〕

○太田豊秋君 ただいま議題となりました法律案につきましても、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、将来にわたる食料の安定供給と農業の多面的機能の発揮を確保することが重要であることにかんがみ、意欲ある担い手に対し経営の実情に応じた資金の融通を行うため、農林漁業金融公庫が貸し付ける資金の種類を拡充することとし、あわせて、財政改革を踏まえ、公庫の資金調達手段の多様化、自律性の向上を図るための措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、農政推進に当たって公庫の果たしてきた役割、今回創設した資金の融資対象農家のあり方、農家が円滑に融資を受けられ

るための条件整備、資金調達の多様化による市場原理の導入と公庫融資への影響、公庫の自律性の向上と経営責任、食料自給率向上のための多様な取り組みの必要性などについて質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して須藤委員より本法律案に反対である旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し六項目にわたる附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百
賛成 百七十八
反対 二十二

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(井上裕君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十一分散会

出席者は左のとおり。

議長 井上 裕君
副議長 曾野 久光君

議員

高橋 令則君 高橋紀世子君
山本 保君 沢 たまき君
戸田 邦司君 岩本 莊太君
海野 義孝君 加藤 修一君
世耕 弘成君 脇 雅史君
平野 貞夫君 水野 誠一君
魚住 裕一郎君 益田 洋介君
鈴木 正孝君 田村 秀昭君
松岡満壽男君 高野 博師君
松 あきら君 大森 礼子君
溝手 顕正君 阿部 正俊君
渡辺 秀央君 福本 潤一君
但馬 久美君 山下 栄一君
弘友 和夫君 鶴保 庸介君
太田 豊秋君 田名部匡省君
椎名 素夫君 日笠 勝之君
風間 昶君 木庭健太郎君
入澤 肇君 若林 正俊君
浜四津敏子君 統 訓弘君
浜田卓二郎君 森本 晃司君
鶴岡 洋君 白浜 一良君
泉 信也君 月原 茂皓君
星野 朋市君 扇 千景君
中島 啓雄君 山下 英利君
森田 次夫君 日出 英輔君
仲道 俊哉君 中川 義雄君
佐藤 昭郎君 田村 公平君

畑 恵君 依田 智治君
齊藤 滋宣君 森山 裕君
龜谷 博昭君 鈴木 政二君
岩城 光英君 森下 博之君
加納 時男君 岩永 浩美君
加藤 紀文君 狩野 安君
山下 善彦君 野間 越君
清水 達雄君 上野 公成君
田中 直紀君 沓掛 哲男君
松田 岩夫君 松谷蒼一郎君
吉村剛太郎君 山崎 正昭君
片山虎之助君 中曾根弘文君
久世 公堯君 関谷 勝嗣君
石井 道子君 上杉 光弘君
野沢 太三君 陣内 孝雄君
青木 幹雄君 大野つや子君
水島 裕君 景山俊太郎君
亀井 郁夫君 市川 一朗君
末広まきこ君 岸 宏一君
山内 俊夫君 三浦 一水君
松村 龍二君 橋本 聖子君
木村 仁君 久野 恒一君
林 芳正君 武見 敬三君
谷川 秀善君 中島 真人君
長峯 基君 南野知恵子君
海老原義彦君 保坂 三蔵君
成瀬 守重君 鎌田 要人君
宮崎 秀樹君 鴻池 祥肇君
矢野 哲朗君 河本 英典君
柳川 覺治君 石渡 清元君
尾辻 秀久君 鹿熊 安正君

清水嘉子子君 竹山 裕君
倉田 寛之君 真鍋 賢二君
岡野 裕君 西田 吉宏君
坂野 重信君 岩崎 純三君
井上 吉夫君 斎藤 十朗君
羽田雄二郎君 谷林 正昭君
木俣 佳丈君 浅尾慶一郎君
内藤 正光君 福山 哲郎君
櫻井 充君 郡司 彰君
小宮山洋子君 海野 徹君
小川 敏夫君 高嶋 良充君
本田 良一君 平田 健二君
今泉 昭君 石田 美栄君
柳田 稔君 築瀬 進君
藤井 俊男君 岡崎トミ子君
佐藤 泰介君 峰崎 直樹君
江本 孟紀君 川橋 幸子君
長谷川 清君 薬科 満治君
興石 東君 円 より子君
寺崎 昭久君 足立 良平君
勝本 健司君 千葉 景子君
直嶋 正行君 北澤 俊美君
久保 巨君 江田 五月君
山下八洲夫君 黒岩 秩子君
西川きよし君 大門実紀史君
宮本 岳志君 福島 瑞穂君
中村 敦夫君 島袋 宗康君
八田ひろ子君 小泉 親司君
照屋 寛徳君 石井 一二君
大沢 辰美君 井上 美代君

国務大臣

大脇 雅子君 小林 元君
西山登紀子君 須藤美也子君
阿部 幸代君 畑野 君枝君
清水 澄子君 堀 利和君
今井 澄君 岩佐 恵美君
林 紀子君 富樫 練三君
小池 晃君 日下部徳代子君
谷本 巍君 吉川 春子君
緒方 靖夫君 笠井 亮君
池田 幹幸君 洲上 貞雄君
大淵 絹子君 松前 達郎君
本岡 昭次君 吉岡 吉典君
筆坂 秀世君 山下 芳生君
橋本 敦君 田 英夫君
山本 正和君

副大臣

文部科学大臣 町村 信孝君
厚生労働大臣 坂口 力君
農林水産大臣 谷津 義男君
経済産業大臣 平沼 赳夫君
環境大臣 川口 順子君
国務大臣 (内閣官房長官) 福田 康夫君

議員派遣中の議員

阿南 一成君 佐々木知子君
広中和歌子君

議長の報告事項
一昨二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 補欠
中原 爽君 脇 雅史君
市田 忠義君 富樫 練三君

総務委員

辞任 補欠
北岡 秀二君 竹山 裕君
常田 享詳君 吉川 芳男君
高橋 千秋君 小川 勝也君
富樫 練三君 市田 忠義君
山本 正和君 日下部禮代子君

法務委員

辞任 補欠
竹山 裕君 北岡 秀二君
吉川 芳男君 常田 享詳君
千葉 景子君 小林 元君

外交防衛委員

辞任 補欠
今井 澄君 長谷川 清君

文教科科学委員

辞任 補欠
小林 元君 千葉 景子君
日下部禮代子君 山本 正和君

厚生労働委員

辞任 補欠
長谷川 清君 今井 澄君

農林水産委員

辞任 補欠
小川 勝也君 高橋 千秋君

和田 洋子君 佐藤 雄平君

国土交通委員

辞任 補欠
片山虎之助君 長谷川道郎君
脇 雅史君 中原 爽君
佐藤 雄平君 和田 洋子君

環境委員

辞任 補欠
長谷川道郎君 片山虎之助君

予算委員

辞任 補欠
岩城 光英君 吉川 芳男君
木村 仁君 竹山 裕君
郡司 彰君 内藤 正光君
小宮山洋子君 小川 敏夫君
魚住裕一郎君 益田 洋介君

決算委員

辞任 補欠
益田 洋介君 魚住裕一郎君

行政監視委員

辞任 補欠
小川 敏夫君 小宮山洋子君
内藤 正光君 郡司 彰君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国会等の移転に関する特別委員
辞任 補欠
筆坂 秀世君 畑野 君枝君

金融問題及び経済活性化に関する特別委員

辞任 補欠
山下八洲夫君 千葉 景子君
但馬 久美君 益田 洋介君

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員
辞任 補欠
久野 恒一君 佐々木知子君
中島 啓雄君 阿南 一成君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

共生社会に関する調査会委員
辞任 補欠
阿部 正俊君 木村 仁君
岩崎 純三君 中川 義雄君
木俣 佳丈君 高橋 千秋君
円 より子君 千葉 景子君
大森 礼子君 木庭健太郎君
渡辺 孝男君 弘友 和夫君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

行政監視委員会
理事 千葉 景子君 (千葉景子君の補欠)
同日調査会長から次の議案が提出された。
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律案(共生社会に関する調査会長提出)(参第一六号)
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法の一部を改正する法律案(中川智子君外八名提出)(衆第一三三号)
同日議長は、次の内閣提出案を財政金融委員会に付託した。
税理士法の一部を改正する法律案(閣法第六八号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を内閣委員会に付託した。

犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律案(閣法第一四号)
同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案
同日次の質問主意書を内閣に転送した。
日本政府の対ミャンマー(ビルマ)政策に関する質問主意書(竹村泰子君提出)(第一四号)
昨三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任 補欠
脇 雅史君 中原 爽君
富樫 練三君 市田 忠義君

総務委員

辞任 補欠
竹山 裕君 北岡 秀二君
吉川 芳男君 常田 享詳君
小川 勝也君 高橋 千秋君
市田 忠義君 富樫 練三君
日下部禮代子君 山本 正和君

法務委員

辞任 補欠
北岡 秀二君 竹山 裕君
常田 享詳君 吉川 芳男君
小林 元君 千葉 景子君

外交防衛委員

辞任 補欠
長谷川 清君 今井 澄君
吉田 久之君 櫻井 充君

財政金融委員 辞任 櫻井 充君 補欠 吉田 之久君	海野 徹君 小林 元君 補欠 海野 徹君	するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律案(閣法第三二号)	第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三 条―第五条)
文教科科学委員 辞任 千葉 景子君 山本 正和君 補欠 小林 元君 旦下部禮代子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 国会等の移転に関する特別委員 辞任 畑野 君枝君 筆坂 秀世君 補欠	同日議長は、次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。 障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律案(閣法第八二号)	第三章 被害者の保護(第六―第九条) 第四章 保護命令(第十条―二十二条) 第五章 雑則(第二十三条―第二十八条) 第六章 罰則(第二十九条・第三十条)
厚生労働委員 辞任 今井 澄君 補欠 長谷川 清君	同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 共生社会に関する調査会委員 辞任 木村 仁君 中川 義雄君 木庭健太郎君 弘友 和夫君 補欠 阿部 正俊君 岩崎 純三君 大森 礼子君 渡辺 孝男君	同日議長は、次の調査会長提出案を予備審査のため衆議院に送付した。 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律案(共生社会に関する調査会長提出)	我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。 ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を行うことは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。
農林水産委員 辞任 佐藤 雄平君 高橋 千秋君 谷本 巍君 補欠 和田 洋子君 小川 勝也君 淵上 貞雄君	同日議長において、次のとおり憲法調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 辞任 吉田 之久君 佐藤 道夫君 島袋 宗康君 補欠 柳田 稔君	同日議長は、次の内閣提出案を受領した。 航空事故調査委員会設置法等の一部を改正する法律案(閣法第一二号)	このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。
国土交通委員 辞任 中原 爽君 和田 洋子君 淵上 貞雄君 補欠 脇 雅史君 佐藤 雄平君 谷本 巍君	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。 文教科科学委員会 理事 松村 龍二君(松村龍二君の補欠)	同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。 航空事故調査委員会設置法等の一部を改正する法律案(閣法第一二号)	ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。
国家基本政策委員 辞任 佐藤 泰三君 三浦 一水君 補欠 久野 恒一君 南野知恵子君	同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。 航空事故調査委員会設置法等の一部を改正する法律案(閣法第一二号)	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進	第一章 総則 (定義) 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実
予算委員 辞任 竹山 裕君 南野知恵子君 吉川 芳男君 補欠 木村 仁君 三浦 一水君 岩城 光英君	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進	第一章 総則 (定義) 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実
決算委員 辞任 久野 恒一君 補欠 佐藤 泰三君	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進	第一章 総則 (定義) 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実
	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進	第一章 総則 (定義) 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実
	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進	第一章 総則 (定義) 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実
	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進	第一章 総則 (定義) 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実

上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。からの身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者(配偶者からの暴力を受けた後婚姻を解消した者であつて、当該配偶者であつた者から引き続き生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものを含む。)をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護する責務を有する。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等
(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者(被害者に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者を含む。以下この章及び第七条において同じ。)の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者)がその家族を同伴する場合にあつては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号及び第五条において同じ。)の一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、情報の提供その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供その他の援助を行うこと。

3 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げる

ものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第二項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十八号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所等の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者が更なる配偶者からの暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に

において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいか

いすることを禁止すること。

二 命令の効力が生じた日から起算して二週間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること。

(管轄裁判所)

第十一条 前条の規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立てに係る事件(以下「保護命令事件」という。)は、相手方の住所(日本国内に住所がないときは又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 保護命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの暴力が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 保護命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 配偶者からの暴力を受けた状況

二 更なる配偶者からの暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、配偶者からの暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)
第十三条 裁判所は、保護命令事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長)に通知するものとする。

4 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができる。

5 前条第三項の規定は、第三項の場合及び抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、第十条第一号に掲げる事項に係る保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。同号に掲げる事項に係る保護命令が効力を生じた日から起算して三月が経過した場合において、当該保護命令

を受けた者が申し立て、当該裁判所が当該保護命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 第十五条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(保護命令の再度の申立て)

第十八条 保護命令が発せられた場合には、当該保護命令の申立ての理由となった配偶者からの暴力と同一の事実を理由とする再度の申立ては、第十条第一号に掲げる事項に係る保護命令に限り、することができる。

2 再度の申立てをする場合においては、申立書には、当該申立てをする時における第十二条第一項第二号の事情に関する申立人の供述を記載した書面で公証人法第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとって、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第

二項及び第十八条第二項の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。この場合において、配偶者からの心身に有害な影響を及ぼす言動が、配偶者からの暴力と同様に許されないものであることについても理解を深めるよう配慮するものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第二項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第二項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第三項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第一条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談

所に対し被害者が配偶者からの暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの申立てに係る保護命令事件に関する第十二条第一項第三号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第四条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一六の項中「非訟事件手続法の規定により裁判を求める申立て」の下に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成十三年法律第 号)第十条の規定による申立てを加え、同表の一七の項中「第二十七条第八項の規定による申立て」の下に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十六条第三項若しくは第十七条第一項の規定による申立てを加える。

この法律の施行に伴い必要となる経費は、平成十四年度において約十億円の見込みである。

審査報告書

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成十三年四月三日

文教科学委員長 市川 一朗

参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、子どもの健全な育成の一層の推進を図るため、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターに基金を設け、青少年教育に関する団体の行う子どもの体験活動の振興を図る活動その他の活動に対して助成金を交付する業務等を行わせようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、平成十三年度一般会計予算に百二十億円が計上されている。

附帯決議

政府及び関係者は、子どもの健全な育成の推進を図るため、この法律の実施に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、基金による助成金の交付に当たっては、青少年教育に関する団体の規模に関わらず地域に密着した草の根的な団体に対して格別の配慮をすること。また、制度の認知度や利用に地域格差が生じないように努めること。

二、インターネット用子ども向け教材等の開発などの基金による助成金交付対象事業の審査については、公正かつ厳正な審査体制を整備するとともに、審査に当たる組織、審査基準の公表などの透明性の確保、助成した事業についての活動状況の公開などに努めること。

三、基金については、官民一体となってその拡充に努めるとともに、民間の幅広い賛同が得られるよう情報公開を充実すること。

四、基金の設立が地方の自主性を阻害することがないように配慮するとともに、地方自治体における子どもの健全な育成関係予算が一層充実されるよう努めること。
右決議する。

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十三年三月二十九日

衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律案

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律案

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法平成十一年法律第百六十七号の一部を次のように改正する。

目次中「第十条・第十一条」を「第十条・第十二条」に、「第十二条」を「第十三条」に、「第十三条」を「第十四条」に改める。

第三条中「促進」の下に、「青少年教育に関する団体に対する助成金の交付」を加える。

第六条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、政府は、当該出資した金額の全部又は一部が第十二条第一項の基金に充てるべきものであるときは、その金額を示すものとする。

第十条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 青少年教育に関する団体に対して当該団体が行う次に掲げる活動に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

イ 青少年のうちおおむね十八歳以下の者（以下この号において「子ども」という。）の自然体験活動、社会奉仕体験活動その他の体験活動の振興を図る活動

ロ 子どもを対象とする読書会の開催その他の子どもの読書活動の振興を図る活動

ハ インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供することができる子ども向けの教材の開発

第十三条に次の二号を加え、同条を第十四条とする。

三 第十二条第二項において準用する通則法第四十七条の規定に違反して基金を運用したとき。

四 第十二条第三項ただし書の規定により文部科学大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

第四章中第十二条を第十三条とする。
第三章中第十一条の次に次の一条を加える。
(基金)

第十二条 センターは、第十条第一項第七号の業務及びこれに附帯する業務（以下この条において「助成業務」という。）の財源をその運用によって得るために基金を設け、第六条第二項後段の規定により政府が示した金額及び基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。

2 通則法第四十七条及び第六十七条（第四号に係る部分に限る。）の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替えるものとする。

3 センターは、基金の運用により生ずる利子その他の運用利益金（以下この条において「基金の運用利益金」という。）を、助成業務の財源に充てること以外の用途に使用してはならない。ただし、第十条第一項の業務のうち助成業務以外のもの（以下この項において「研修等業務」という。）の遂行上特に必要があるときは、助成業務の遂行に支障のない範囲内で、文部科学大臣の認可を受けて、基金の運用利益金を研修等業務の財源に充てることができる。

4 文部科学大臣は、前項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

5 センターは、基金の運用利益金のうち未使用の部分の額に相当する金額を、助成業務の財源に充てるために留保されるべき負債として整理するものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十三年四月三日

農林水産委員長 太田 豊秋

参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、将来にわたる食料の安定供給と農業の多面的機能の発揮を確保することが重要であることにかんがみ、意欲ある担い手に対し経営の実情に応じた資金の融通を行うため、農林漁業金融公庫が貸し付ける資金の種類を拡充することとし、あわせて、財投改革を踏まえ、農林漁業金融公庫の資金調達手段の多様化、自律性の向上を図るための措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

二、費用

本法施行のため、平成十三年度政府関係機関予算総則において、農林漁業金融公庫債券の発行限度額は三百億円と定められており、また、

同年度一般会計予算総則において、その政府保証の限度額は百五十億円及びその利息に相当する金額とされている。

附帯決議

食料・農業・農村基本法を踏まえ、農業経営に意欲と能力のある者を幅広く確保することにより、効率的かつ安定的な農業経営を広範に育成し、地域の特性に応じた望ましい農業構造を確立することが求められている。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に努め、我が国農業の持続的な発展に万全を期すべきである。

一 農業経営資源活用総合支援対策において、意欲ある担い手が、経営環境の変化に対応しつつ、農業経営の改善を円滑に進められるよう、個々の経営の実情に応じた経営診断・相談を的確に実施するなど、経営体育成強化資金、農業経営維持安定資金等の農業経営資源活用総合融資が適切に融通されるための万全の体制を整えること。

また、これら資金の貸付けに当たっては、迅速かつ適切な融資が行われるよう、融資手続の簡素化・合理化を図るとともに、物的担保や保証人の徴求について弾力的な運用に努めること。

二 農業経営資源活用総合融資の資金の融通を受けた者等に対し、その実情に応じ着実な農業経営の改善が図られるよう、農業改良普及センター、農業協同組合等の指導に万全を期すること。

三 農業経営資源活用総合融資の資金の融資枠については、今後の資金需要を踏まえつつ、適切に確保すること。

四 意欲ある担い手を育成・確保するため、農地保有合理化事業を一層活用するとともに、経営を単位とした農業経営所得安定対策の確立に向けて検討を促進すること。

五 農家負債の現状にかんがみ、農家に対して民事再生法の適用がある場合には、農林漁業金融公庫も農家の実情に応じて適切な対応をとること。

六 農林漁業金融公庫債券を発行するに当たっては、農林漁業金融公庫の業務運営の一層の効率化及び財務内容の透明性を高めるためのディスクロージャーの充実を期するとともに、農林漁業者に対して一般の金融機関が融通することを困難とする長期かつ低利の資金を融通する公庫の使命が損なわれることのないようにすること。

右決議する。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十三年三月十六日

衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律

法律

(農林漁業金融公庫法の一部改正)

第一条 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条―第三十一条」を「第二十九条・第三十条」に、「第六章 補則(第三十二条―第三十四条)」を「第六章 雑則(第三十一条―第三十三条)」に、「第三十五条―第三十七条」を「第三十四条―第三十六条」に改める。

第一条第一項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第三条第二項中、「主務大臣の認可を受けて」を削る。

第四条第一項を次のように改める。

公庫の資本金は、政府の出資金三千四百六億三千七百万円及び経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律(昭和三十三年法律第六十九号)第十条第一号の規定により同法第十一条第一号に掲げる非補助小団体等土地改良事業助成基金に充てるものとして政府から出資された六十五億円の合計額とする。

第六条中「又はこれに類する名称」を削る。

第十一条第二項中「総裁、副総裁、理事及び監事」を「役員」に改め、同条第三項中「総裁、副総裁、理事又は監事」を「役員」に改める。

第十二条中「総裁、副総裁、理事又は監事」を「役員」に改め、同条の次に次の一条を加える。
(役員の解任)

第十二条の二 主務大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 主務大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その役員を解任することができる。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

二 刑事事件により有罪判決の言渡しを受けるとき。

三 破産の宣告を受けたとき。

四 心身の故障により職務を執ることができないとき。

3 主務大臣は、総裁又は監事を前項第一号又は第四号の規定により解任しようとするときは、内閣の承認を得なければならない。

4 総裁は、第二項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

5 主務大臣は、公庫の副総裁又は理事が第二項各号のいずれかに該当するに至つたときは、総裁に対しその役員の解任を命ずることができる。

第十三条中「総裁、副総裁、理事及び監事」を「役員」に改め、同条に次のただし書を加える。
ただし、主務大臣が役員としての職務の執

行に支障がないものと認めて承認したときは、この限りでない。

第十七条の二を次のように改める。

(役員の給与及び退職手当の支給の基準)

第十七条の二 公庫は、その役員の給与及び退職手当の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものとなるよう定め、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第十八条第一項第八号中「資金」の下に「(当該施設の改良、造成、復旧又は取得に関連する資金を含む)」を加え、同条第二項中「第二号」を「第一号の七」に、「第五号の二」を「第一号の七、第五号の二」に、「貸付の」を「貸付けの」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 公庫は、第一項に規定する業務のほか、第三十一条の規定により譲り受けた債権の処理に関する業務を行うことができる。

第十八条第五項を削る。

第十八条の二第一項中「第一条第三項」を「第一条第二項」に改める。

第十八条の三第一項中、「第四項及び第五項」を「及び第四項」に改める。

第十九条第一項中、「主務大臣の認可を受け」を削り、「その他の」の下に「主務省令で定める」を加え、同条第三項中「貸付」を「貸付け」に改める。

第二十条第一項中「定め、主務大臣に提出し、その」を「作成し、主務大臣の」に、「また同様」を「同様」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

第二十一条中「主務大臣に提出してその」を「並びに当該四半期における第二十四条第四項の規定による短期借入金金の借入れの最高額を定め、主務大臣の」に、「また同様」を「同様」に改める。

第二十四条第一項中「借入」を「借入れ」に改め、同条第二項中「貸付」を「貸付け」に改め、同条第三項中「附する」を「付する」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「及び第四項」を加え、「外」を「ほか」に、「借入」を「借入れ」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 公庫は、資金繰りのため必要があるときは、第一項に規定する資金の借入れの予算で定める限度額及び次条に規定する農林漁業金融公庫債券(以下この項において「債券」という)の発行の予算で定める限度額の合計額に相当する金額から、第一項の規定により既に借り入れている資金の借入れの額及び既に発行している債券の額の合計額に相当する金額を差し引いた金額(当該金額が第二十一条の規定により定めた短期借入金金の借入れの最高額を上回るときは、当該最高額を限度として、主務省令で定める金融機関から短期借入金をする)ことができる。

5 前項の規定による短期借入金は、当該短期借入金をした事業年度内に償還しなければならない。

第二十四条の次に次の二条を加える。

(債券の発行)

第二十四条の二 公庫は、主務大臣の認可を受

けて、農林漁業金融公庫債券(以下この条及び次条において「債券」という)を発行することができる。

2 前項に定めるもののほか、公庫は、債券を失つた者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、債券を発行することができる。

3 前二項の規定による債券の債権者は、公庫の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5 公庫は、債券の発行に関する事務の全部又は一部を本邦又は外国の銀行、信託会社又は証券業者に委託することができる。

6 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条、第三百十条及び第三百十一條(社債管理会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は証券業者について準用する。

7 前各項に定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)

第二十四条の三 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公庫が前条第一項の規定により発行する債券(外国通貨をもつて支払われる債券を除く。次項において同じ)に係る債務について保証することができる。

2 政府は、前項の規定によるほか、公庫が前

条第二項の規定により発行する債券に係る債務について、保証することができる。

第二十五条第一項に次の一号を加える。

四 前三号の方法に準ずるものとして主務省令で定める方法

第二十五条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する方法による余裕金の運用は、安全かつ効率的に行わなければならない。

第二十九条第一項中「主務大臣が」の下に「この法律の定めるところに従い」を加え、同条第二項中「又は融通法を削り、認めるときは」の下に「公庫からの報告又は次条第一項の規定による検査の結果に基づき」を加える。

第三十条を削る。

第三十一条第一項中「必要が」を「この法律を施行するため必要が」に改め、同項ただし書中「但しを」を「ただし」に改め、同条第二項中「証券」を「証明書」に、「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同条を第三十条とする。

「第六章 補則」を「第六章 雑則」に改める。

第三十二条を削る。

第三十三条の見出し中「譲受」を「譲受け」に改め、同条中「貸付」を「貸付け」に、「附随する」を

「付随する」に改め、第六章中同条を第三十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

(解散)

第三十二条 公庫の解散については、別に法律で定める。

第三十四条の見出しを「(主務大臣等)」に改め、同条中「財務大臣の下に」とし、主務省令は、農林水産省令・財務省令を加え、同条を第三十三条とする。

第三十五条中「公庫の役員若しくは職員又は受託者の役員若しくは職員が、第三十一条第一項を」第三十条第一項に改め、「又は」の下に「同項の規定による」を加え、「ときは、十万円を」場合には、その違反行為をした公庫の役員若しくは職員又は受託者の役員若しくは職員は、三十万円に改め、第七章中同条を第三十四条とする。

第三十六条中「一」を「いずれかに」に改め、同条を第三十五条とし、第三十七条を第三十六条とする。

附則第二十四項中「利率の欄中」の下に「年三分五厘」とあるのは「年三分五厘以内で主務大臣の定める利率」とを加える。

別表第一の第一号(一)の次に次のように加える。

別表第一の第一号(九)の貸付金の種類の欄中「資金」の下に「(当該施設の改良、造成、復旧又は取得に関連する資金を含む。)」を加える。

別表第二の第一号の二の貸付金の種類の欄中「第一号の六」の下に「第一号の七」を加え、同条の利率の欄中「及び第一号の六」を「第一号の六及び第一号の七」に改める。

(自作農維持資金融通法の廃止)

第二条 自作農維持資金融通法(昭和三十年法律第百六十五号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(農林漁業金融公庫法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前に第一条の規定による改正前の農林漁業金融公庫法別表第二の第一号から第二号まで、第三号(一)及び第四号(一)の規定により農林漁業金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

第三条 農林漁業金融公庫は、当分の間、第一条の規定による改正後の農林漁業金融公庫法次項において「新法」という。第十八条第一項及び第四項、第十八条の二第二項並びに第十八条の三第一項に規定する業務のほか、開拓者資金に係る政府の貸付金債権の償還条件の緩和及び農林漁業金融公庫への移管等に関する特別措置法(昭和四十四年法律第八十号)第十四条第一項及

び第十五条第一項の規定により承継した権利の処理に関する業務を行うことができる。

2 前項の規定による業務は、新法の適用については、新法第十八条第四項の業務とみなす。

第四条 農林漁業金融公庫は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)までに、施行日の属する四半期における短期借入金の借入れの最高額を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。この場合において、その認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

(自作農維持資金融通法の廃止に伴う経過措置)

第五条 この法律の施行前に第二条の規定による廃止前の自作農維持資金融通法第二条の規定により農林漁業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正) 第七條 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項第一号中「長期借入金の限度額」の下に「農林漁業金融公庫にあつては借入金(農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)第二十四條第四項の規定による短期借入金を除く。)の限度額」を加え、同項第二号中「及び沖縄振興開発金融公庫住宅地債券」を「沖縄振興開発金融公庫住宅地債券及び農林漁業金融公庫債券」に改め、「とする公営企業債券」の下に「若しくは農林漁業金融公庫債券」

(一)の三

農業経営の安定に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの

三年

年

五分

二十年

を加え、同条第三項中「沖繩振興開発金融公庫財形住宅債券」の下に、農林漁業金融公庫にあつては農林漁業金融公庫債券を加える。
(北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部改正)

第八条 北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法(昭和三十四年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「貸付」を「貸付け」に、「第二十九條第二項、第三十條第二項第一号及び第三十六條第三号」を「第二十二條第二項第一号、第二十九條、第三十條第一項及び第三十五條第三号」に、「第二十九條第二項中「融通法」とあるのは「を」を「第二十二條第二項第一号中」又はこの法律」とあるのは「若しくは」に、「と、同法第三十條第二項第一号中「融通法」とあるのは「を」又はこれらの法律」と、同法第二十九條及び第三十條第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は」に、「第三十六條第三号中「附則第二十三項」を「第三十五條第三号中「第十八條の三」に、「附則第二十三項並びに」を「第十八條の三まで及び」に改める。

(果樹農業振興特別措置法の一部改正)

第九条 果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「行なう」を「行う」に、「第二十九條第二項及び第三十條第二項」を「第二十二條第二項第一号、第二十九條及び第三十條第一項」に、「同法第二十九條第二項中「融通法」とあるのは「を」を「同号中」又はこの法律」とあるのは「若しくは」に、「と、同法第三十條第二項第一号中「融通法」とあるのは「を」又はこれらの法

律」と、同法第二十九條及び同項中「この法律」とあるのは「この法律又は」に、「自作農維持資金融通法(昭和二十八年法律第六十三号)」を「産業労働者住宅資金融通法(昭和二十八年法律第六十三号。以下「融通法」という。))」に、「自作農維持資金融通法」を「融通法」に改める。
(南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部改正)

第十条 南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法(昭和四十三年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「行なう」を「行う」に、「第二十九條第二項、第三十條第二項第一号及び第三十六條第三号」を「第二十二條第二項第一号、第二十九條、第三十條第一項及び第三十五條第三号」に、「第二十九條第二項中「融通法」とあるのは「を」を「第二十二條第二項第一号中」又はこの法律」とあるのは「若しくは」に、「と、同法第三十條第二項第一号中「融通法」とあるのは「を」又はこれらの法律」と、同法第二十九條及び第三十條第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は」に、「第三十六條第三号中「附則第二十三項」を「第三十五條第三号中「第十八條の三」に、「附則第二十三項並びに」を「第十八條の三まで及び」に改める。

(勤労者財産形成促進法の一部改正)

第十一条 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第十条第四項中「同法第三十二條第二項」を「同項」に、「自作農維持資金融通法」を「融通法」に改める。

(沖繩振興開発金融公庫法の一部改正)

第十二条 沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十二條第二項第一号中、産業労働者住宅資金融通法(昭和二十八年法律第六十三号)若しくは自作農維持資金融通法(昭和三十年法律第六十五号)を「若しくは産業労働者住宅資金融通法(昭和二十八年法律第六十三号。以下「融通法」という。))」に改める。

第十九條第三項中「産業労働者住宅資金融通法」を「融通法」に改め、「及び自作農維持資金融通法」に規定する資金の貸付けの業務を削る。

第三十二條第二項中「産業労働者住宅資金融通法及び自作農維持資金融通法」を「及び融通法」に改める。

(水産加工工業施設改良資金融通臨時措置法の一部改正)

第十三条 水産加工工業施設改良資金融通臨時措置法(昭和五十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第一項中、「第四項及び第五項」を「及び第四項に改め、第三項中「第二十九條第二項、第三十條第二項第一号及び第三十六條第三号」を「第二十二條第二項第一号、第二十九條、第三十條第一項及び第三十五條第三号」に、「第二十九條第二項中「融通法」とあるのは「を」を「第二十二條第二項第一号中」又はこの法律」とあるのは「若しくは」に、「と、同法第三十條第二項第一号中「融通法」とあるのは「を」又はこれらの法律」と、同法第二十九條及び第三十條第一項中

「この法律」とあるのは「この法律又は」に、「第三十六條第三号中」を「第三十五條第三号中」に改める。

(林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部改正)

第十四条 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「第二十九條第二項及び第三十條第二項第一号」を「第二十二條第二項第一号、第二十九條及び第三十條第一項」に、「同法第二十九條第二項中「融通法」とあるのは「を」を「同号中」又はこの法律」とあるのは「若しくは」に、「と、同法第三十條第二項第一号中「融通法」とあるのは「を」又はこれらの法律」と、同法第二十九條及び同項中「この法律」とあるのは「この法律又は」に改める。

(特定農産加工工業経営改善臨時措置法の一部改正)

第十五条 特定農産加工工業経営改善臨時措置法(平成元年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中、「第四項及び第五項」を「及び第四項」に改め、同条第三項中「第二十九條第二項、第三十條第二項第一号及び第三十六條第三号」を「第二十二條第二項第一号、第二十九條、第三十條第一項及び第三十五條第三号」に、「第二十九條第二項及び第三十條第二項第一号中「融通法」とあるのは「を」を「第二十二條第二項第一号中」又はこの法律」とあるのは「若しくは」特定農産加工工業経営改善臨時措置法又は

これらの法律と、同法第二十九条及び第三十条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は」、第三十六条第三号中を「第三十五条第三号中」に改める。

(食品流通構造改善促進法の一部改正)

第十六条 食品流通構造改善促進法(平成三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中、「第四項及び第五項を」及び第四項に改め、同条第三項中「第二十九條第二項、第三十條第二項第一号及び第三十六條第三号」を「第二十一條第二項第一号、第二十九條、第三十條第一項及び第三十五條第三号」に、「第二十九條第二項及び第三十條第二項第一号中」融通法とあるのは「を」第二十二條の第二項第一号中「又はこの法律」とあるのは「若しくは食品流通構造改善促進法又はこれらの法律」と、同法第二十九條及び第三十條第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は」に、「第三十六條第三号中」を「第三十五條第三号中」に改める。

(獣医療法の一部改正)

第十七條 獣医療法(平成四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項中、「第四項及び第五項を」及び第四項に改め、同条第三項中「第二十九條第二項、第三十條第二項第一号及び第三十六條第三号」を「第二十一條第二項第一号、第二十九條、第三十條第一項及び第三十五條第三号」に、「第二十九條第二項及び第三十條第二項第一号中」融通法とあるのは「を」第二十二條の第二項第一号中「又はこの法律」とあるのは「若しくは獣医療法又はこれらの法律」と、同法第二十九條及び第三十條第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は」に、「第三十六條第三号中」を「第三十五條第三号中」に改める。

号中を「第三十五條第三号中」に改める。

(食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部改正)

第十八條 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成十年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項中、「第四項及び第五項を」及び第四項に改め、同条第三項中「第二十九條第二項、第三十條第二項第一号及び第三十六條第三号」を「第二十一條第二項第一号、第二十九條、第三十條第一項及び第三十五條第三号」に、「第二十九條第二項及び第三十條第二項第一号中」融通法とあるのは「を」第二十二條の第二項第一号中「又はこの法律」とあるのは「若しくは食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法又はこれらの法律」と、同法第二十九條及び第三十條第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は」に、「第三十六條第三号中」を「第三十五條第三号中」に改める。

(家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の一部改正)

第十九條 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成十一年法律第一百十二号)の一部を次のように改正する。

第十一條第一項中、「第四項及び第五項を」及び第四項に改め、同条第三項中「第二十九條第二項、第三十條第二項第一号及び第三十六條第三号」を「第二十一條第二項第一号、第二十九條、第三十條第一項及び第三十五條第三号」に、「第二十九條第二項及び第三十條第二項第一号中」融通法とあるのは「を」第二十二條の第二項第一号中「又はこの法律」とあるのは「若しくは家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律又はこれらの法律」と、

同法第二十九条及び第三十条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は」に、「第三十六条第三号中」を「第三十五条第三号中」に改める。

投票者氏名

日程第一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律案(共生社会に関する調査会長提出)

賛成者氏名

阿部 正俊君	青木 幹雄君
井上 吉夫君	石井 道子君
石渡 清元君	泉 信也君
市川 一朗君	入澤 肇君
岩城 光英君	岩崎 純三君
岩永 浩美君	上杉 光弘君
上野 公成君	海老原義彦君
尾辻 秀久君	大野つや子君
太田 豊秋君	扇 千景君
岡野 裕君	加藤 紀文君
加納 時男君	狩野 安君
鹿熊 安正君	景山俊太郎君
片山虎之助君	鎌田 要人君
亀井 郁夫君	亀谷 博昭君
河本 英典君	木村 仁君
岸 宏一君	久世 公麿君
久野 恒一君	杓掛 哲男君
倉田 寛之君	鴻池 祥肇君
佐藤 昭郎君	斎藤 滋宣君
斎藤 十朗君	坂野 重信君
清水嘉与子君	清水 達雄君
陣内 孝雄君	末広まきこ君
鈴木 政二君	鈴木 正孝君
世耕 弘成君	関谷 勝嗣君

田中 直紀君	田村 公平君
竹山 裕君	武見 敬三君
月原 茂昭君	鶴保 庸介君
中川 義雄君	中島 啓雄君
中曽根弘文君	仲道 俊哉君
長峯 基君	成瀬 守重君
西田 吉宏君	野沢 三三君
野間 越君	南野知恵子君
橋本 聖子君	畑 恵君
林 芳正君	日出 英輔君
保坂 三蔵君	星野 明市君
真鍋 賢二君	松谷蒼一郎君
松田 岩夫君	三浦 一水君
水島 裕君	溝手 顕正君
宮崎 秀樹君	森下 博之君
森田 次夫君	森山 裕君
矢野 哲朗君	柳川 覺治君
山内 俊夫君	山崎 正昭君
山下 英利君	山下 善彦君
依田 智治君	吉村剛太郎君
若林 正俊君	脇 雅史君
足立 良平君	浅尾慶一郎君
石田 美栄君	今井 澄君
今泉 昭君	海野 徹君
江田 五月君	江本 孟紀君
小川 敏夫君	岡崎トミ子君
勝木 健司君	川橋 幸子君
木俣 佳文君	北澤 俊美君
久保 亘君	郡司 彰君
小林 元君	小宮山洋子君
輿石 東君	佐藤 泰介君
櫻井 充君	高嶋 良充君
谷林 正昭君	千葉 景子君
寺崎 昭久君	内藤 正光君

日程第三 農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案（内閣提出、衆議院送付）

贊成者氏名

一七八名

反对者氏名

九名

大脇	雅子君	旦下部禮代子君
清水	澄子君	谷本 巍君
照屋	寛徳君	田 英夫君
福島	瑞穂君	渕上 貞雄君
山本	正和君	石井 一二君
島袋	宗康君	西川きよし君
黒岩	秩子君	中村 敦夫君
菅野	久光君	

岩本	莊太君	高橋	紀世子君
松岡	滿壽男君	水野	誠一君
田村	秀昭君	高橋	令則君
戸田	邦司君	平野	貞夫君
渡辺	秀央君		

阿部	正俊君	青木	幹雄君
井上	吉夫君	石井	道子君
石渡	清元君	泉	信也君
市川	一朗君	入澤	肇君
岩城	光英君	岩崎	純三君
岩永	浩美君	上杉	光弘君
上野	公成君	海老原義彦君	
尾辻	秀久君	大野つ子君	
太田	豊秋君	扇	千景君
岡野	裕君	加藤	紀文君
加納	時男君	狩野	安君
鹿熊	安正君	景山俊太郎君	
片山虎之助君		鎌田	要人君
亀井	郁夫君	龜谷	博昭君
河本	英典君	木村	仁君

岸	久野	倉田	佐藤	齋藤	清水嘉与子君	陣内	鈴木	世耕	田中	竹山	月原	中川	中曾根弘文君	長峯	西田	野間	橋本	林	保坂	真鍋	松田	水島	宮崎	森田	矢野	山内	山下	依田	若林	足立	石田	今泉	江田
宏一君	恒一君	寛之君	昭郎君	十朗君	与子君	孝雄君	政二君	弘成君	直紀君	裕君	茂皓君	義雄君	弘文君	基君	吉宏君	赳君	聖子君	芳正君	三藏君	賢二君	岩夫君	裕君	秀樹君	次夫君	哲朗君	俊夫君	英利君	智治君	正俊君	良平君	美栄君	昭君	五月君
久世	杵掛	鴻池	斎藤	坂野	清水	末広まきこ君	鈴木	関谷	田村	武見	鶴保	中島	仲道	成瀬	野沢	南野	畑	日出	星野	松谷蒼一郎君	三浦	溝手	森下	森山	柳川	山崎	山下	吉村剛太郎君	脇	浅尾慶一郎君	今井	海野	江本
公麿君	哲男君	祥肇君	滋宣君	重信君	達雄君	きこ君	正孝君	勝嗣君	公平君	敬三君	庸介君	啓雄君	俊哉君	守重君	太三君	知恵子君	恵君	英輔君	朋市君	一水君	一正君	博之君	裕君	覺治君	正昭君	善彦君	雅史君	澄君	徹君	孟紀君			

小川	敏夫君	岡崎トミ子君
勝木	健司君	川橋
木俣	佳丈君	北澤
久保	亘君	郡司
小林	元君	小宮山洋子君
興石	東君	佐藤
櫻井	充君	高嶋
谷林	正昭君	千葉
寺崎	昭久君	内藤
直嶋	正行君	羽田雄一郎君
長谷川	清君	福山
藤井	俊男君	堀
本田	良一君	松前
円	より子君	峰崎
本岡	昭次君	築瀬
柳田	稔君	山下八洲夫君
薬科	滿治君	魚住裕一郎君
海野	義孝君	大森
加藤	修一君	風間
木庭健太郎君		沢
白浜	一良君	高野
但馬	久美君	続
鶴岡	洋君	浜田卓二郎君
浜四津敏子君		日笠
弘友	和夫君	福本
益田	洋介君	松
森本	晃司君	山下
山本	保君	大淵
大脇	雅子君	旦下部禮代子君
清水	澄子君	谷本
照屋	寛徳君	田
福島	瑞穂君	淵上
山本	正和君	岩本
高橋紀世子君		松岡満壽男君

反对者氏名

二三名

水野	誠一君	田村	秀昭君
高橋	令則君	戸田	邦司君
平野	貞夫君	渡辺	秀央君
石井	一二君	島袋	宗康君
西川	きよし君	黒岩	秩子君
中村	敦夫君	皆野	久光君

阿部	幸代君	井上	美代君
池田	幹幸君	岩佐	惠美君
緒方	靖大君	大沢	辰美君
笠井	亮君	小池	晃君
小泉	親司君	須藤	美也子君
大門	実紀史君	富樫	練三君
西山	登紀子君	橋本	敦君
畑野	君枝君	八田	ひろ子君
林	紀子君	筆坂	秀世君
宮本	岳志君	山下	芳生君
吉岡	吉典君	吉川	春子君

〔参照〕

四月三日議長において、左のとおり議席を変更した。

四月四日議長において、左のとおり議席を変更した。

二三八 竹村 泰子君
二三九

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(第三号の発送は都合により後日となるため、第十六号を先に発送しました。)

発行所	〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目
電話	03 (3587) 4294
定 価	本号 一部
配 送	〇〇五円
料 別	〇〇五円